

参議院經濟産業委員会會議録第九号

平成二十四年六月十九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月十八日

辞任

牧野たかお君

補欠選任

青木 一彦君

出席者は左のとおり。

委員長

前川 清成君

理事

高橋 千秋君

森木 利治君

姫井由美子君

関口 昌一君

委員

直嶋 正行君

藤原 正司君

増子 輝彦君

安井美沙子君

柳澤 光美君

青木 一彦君

磯崎 仁彦君

岩城 光英君

末松 信介君

松山 政司君

松 あきら君

松田 公太君

浜田 和幸君

荒井 広幸君

国務大臣

枝野 幸男君

副大臣

柳澤 光美君

大臣政務官

柳澤 光美君

經濟産業大臣政務官 北神 圭朗君

事務局側

常任委員会専門員 山田 宏君

本日の會議に付した案件

○特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(第百七十七回国会内閣提出、第百八十回国会衆議院送付)

○委員長(前川清成君) たいだいまから經濟産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、難波奨二君及び牧野たかお君が委員を辞任され、その補欠として柳澤光美君及び青木一彦君が選任されました。

○委員長(前川清成君) 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。枝野經濟産業大臣。

○国務大臣(枝野幸男君) 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、アジア各国では、グローバル企業誘致のため、税制面を始めとする各種支援措置の強化に取り組んでおり、世界的な企業誘致競争が激化しております。こうした中、我が国においては、グローバル企業の新規立地が減少する一方で、グローバル企業の撤退が相次いでおり、仮にこのような事態を放置すれば、我が国の産業競争力の低下や雇用の減少が進展し、我が国はアジア地域に

おける国際的な事業活動拠点としての地位を喪失することになります。

このため、グローバル企業が我が国に会社を設立して行う新たな研究開発事業や統括事業に対する支援措置を講ずることにより、グローバル企業の研究開発拠点と、いわゆるアジア本社を我が国に呼び込み、新たな事業の創出や就業機会の増大を図るため本法律案を提出した次第です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、主務大臣が、グローバル企業が我が国に会社を設立して行う新たな研究開発事業及び統括事業の促進の意義等を示した基本方針を策定いたします。

第二に、この基本方針に基づいて、主務大臣は、グローバル企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画を認定し、課税の特例、特許料の軽減、外国為替及び外国貿易法の特例等の支援措置を講じます。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(前川清成君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二分散会

ルギー政策への転換に関する請願(第一四七五号)

一、脱原発の実現、自然エネルギー中心の社会に関する請願(第一四七六号)

一、浜岡原発の永久停止・廃炉、原発からの撤退、原発ゼロの期限を決めたプログラム策定に関する請願(第一四七七号)

一、原発の速やかな廃止と自然エネルギーへの転換に関する請願(第一五三六号)

第一四七四号 平成二十四年六月一日受理

原子力発電所に関して、福島県民・日本国民の声を届けることに関する請願

請願者 神奈川県厚木市王子一ノ八 関根澄江 外百六十一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一二〇三号と同じである。

第一四七五号 平成二十四年六月一日受理

脱原発の実現、自然エネルギー中心のエネルギー政策への転換に関する請願

請願者 東京都江東区森下三ノ一八ノ四 川上祐 外一万二千九百二十八名

紹介議員 田村 智子君

二〇一一年三月の東日本大震災によって、東京電力福島第一原子力発電所では、一号炉から三号炉までが炉心溶融(メルトダウン)する最悪の事態が発生し、水素爆発や工場外壁の破壊などによって、高濃度の放射性物質が海水・大気・土壌に放出されて環境を汚染する、未曾有の重大事故となった。放出された放射性物質は、地域の住民や労働者だけではなく、まだ生まれていない将来の子供たちの健康と生命にも、計り知れない悪影響を与えるものと危惧する。原子力エネルギーは、人間だけでなく、生命有るもの全ての生存を脅かすも

のである。「経済活動に必要」を口実とした原発政策によってもたらされた「フクシマの恐怖と犠牲」を、未来に残してはならず、エネルギー政策を根本から見直すことが必要である。自然を収奪し、エネルギーを無限に浪費する生活を見直し、自然エネルギーを中心とした持続可能で平和な社会を実現しなくてはならない。

ついで、次の事項について実現を図られた。

- 一、原子力発電所の新規計画を中止し、既存の原子力発電所の計画的な廃炉を行うこと。
- 二、最も危険なブルトニウムを利用する、高速増殖炉「もんじゅ」と、青森県六ヶ所など再処理工場を廃棄すること。
- 三、省エネルギー・自然エネルギーを中心に据えたエネルギー政策へ転換すること。

第一四七六号 平成二十四年六月一日受理
脱原発の実現、自然エネルギー中心の社会に関する請願

請願者 福井県敦賀市市野々二ノ五九ノ二
ノ一七 西尾美恵子 外四百七十三名

紹介議員 井上 哲士君

東京電力福島第一原子力発電所での連続爆発、炉心溶融（メルトダウン）事故によって、海も大気も大地も汚染され、これから被曝者が大量に出ることが予想される。広島、長崎被爆者の問題を未解決のまま、原発の被害者であり、加害者であるという立場に立たされた。今の子供たちばかりか、まだ生まれてこない子供たちにも、計り知れない悪影響を与える。人間は核とは共存できない。幼い子供たちに何を食わせ、どこへ避難させるべきか答えはない。未来の命のために、自然を傷つけ、エネルギーを浪費する生活を見直し、あらゆる生物と共存する持続可能で平和な社会を求めらる。

ついで、原発廃止に向けて政治のかじを切り、核エネルギー政策から転換するよう、次の事項について実現を図られた。

- 一、原子力発電所の新規計画を中止し、浜岡を始めとした、既存の原子力発電所の計画的な廃炉を実施すること。
- 二、最も危険なブルトニウムを利用する、高速増殖炉「もんじゅ」及び核燃料再処理工場を運転せず、廃棄すること。
- 三、省エネルギー・自然エネルギーを中心に据えた、エネルギー政策への転換を早急に始めること。

第一四七七号 平成二十四年六月一日受理
浜岡原発の永久停止・廃炉、原発からの撤退、原発ゼロの期限を決めたプログラム策定に関する請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町北條二、二
九九 宮嶋千鶴子 外三百四十七名

紹介議員 井上 哲士君

二〇一一年三月東北地方太平洋沖地震が発生し、未曾有の津波による被害と原発から大量の放射能飛散が起きた。浜岡原発は、東海地震の震源域真上にあり、地震予知連絡会では観測強化区域に設定している。東海地震は一八五四年以来の空白期となっており、これから三十年間に発生する確率は九〇％との報告もある。その上、東南海、南海の一連の巨大地震になるおそれも出ている。日本で一番危険な原発と言われる浜岡原発は永久停止・廃炉にすべきである。福島原発事故は、現在の原発の技術は、冷却水がなくなると炉心が溶け、コントロール不能になり、放射能をまき散らす大災害をもたらすこと、さらに放射性廃棄物を処理する方法がないなど、本質的に未完成で危険をはらんでいることを浮き彫りにした。また、そうした施設を、世界有数の地震国であり津波国である日本で集中立地することの危険性も明らかになった。歴代政府は、安全神話にしがみつき、十分な安全対策を採らずに、福島原発事故を引き起こした。原発事故が起これば、想定外では済まされ

れない何百万人の命に関わる重大事である。

- 一、原発から命と暮らしを守るため、次の事項について実現を図りたい。
- 二、原発災害を防ぐため、浜岡原発を永久停止・廃炉にすること。
- 三、原発からの撤退を決定し、原発ゼロの期限を決めたプログラムを策定し、自然エネルギーへの戦略的な大転換を決断すること。

第一五三六号 平成二十四年六月七日受理
原発の速やかな廃止と自然エネルギーへの転換に関する請願

請願者 岩手県宮古市西町二ノ六ノ一五
中嶋泰基 外一万二千五百四十五名

紹介議員 紙 智子君

東日本大震災による東京電力福島第一原発事故は、世界でもチェルノブイリ原発事故に続く深刻な事故となり、一年が経過しても事故は収束しておらず、実態もまだ解明されていない。日本には運転開始から四十年を超える原発が四基、三十年〜四十年が十七基と、老朽化が進み危険度が増す原発が各地にある。また、大地震が起きると予想される危険地帯に原発が多く建っているのも日本だけである。これらはすぐに停止・廃炉にすべきである。世界全体では、この十年間、伸びているのは原子力ではなく自然エネルギーである。日本は自然エネルギーに恵まれており、国内のエネルギーを十分賄うことができる。これまで自然エネルギーの普及が進まなかったのは、国の政策の問題であり、今こそ、自然エネルギーを中心とした新たなエネルギー政策に転換するときである。原発事故は、広範囲にわたる放射能汚染を引き起こした。食品検査や子供たちの検査の拡大は今後も重要であり、また被害に遭った生産者がこれからも生産を続けていけるよう、国が責任を持つて対策を進めるべきである。

ついで、今回のような事故と放射能汚染を二度と起こさないよう、次の事項について実現を図

らる。

- 一、原子力発電から速やかに撤退すること。また、三十年を超えている原発、地震危険地帯にある原発は直ちに停止・廃炉にすること。
- 二、再生可能な自然エネルギーの急速な拡大・普及を図る新たなエネルギー政策に転換すること。

六月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（第百七十七回国会提出、衆議院継続審査）

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 研究開発事業等の促進（第四条—第十四条）

一、

第三章 雑則（第十二条—第十五条）

第四章 罰則（第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に伴い、我が国がアジア地域その他の地域における国際的な経済活動の拠点となることが重要となっていることに鑑み、我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行うおうとする特定多国籍企業の活動を促進するための特別の措置を講ずることにより、新たな事業の創出を図るとともに、就業の機会の増大に寄与し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定多国籍企業」と

は、次の各号のいずれにも該当する法人をいう。

一 法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域(以下この号及び第四項において「国等」という。)以外の国等に当該法人の子法人等当該法人がその総株主等の議決権総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。)の過半数を保有していることその他の当該法人と密接な関係を有する法人として主務省令で定める法人をいう。(を設立している法人であつて、国際的規模で事業活動を行っているものと認められるものとして主務省令で定める法人

二 高度な知識又は技術を有すると認められるものとして主務省令で定める法人

2 この法律において「国内関係会社」とは、特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する国内の会社として主務省令で定める会社をいう。

3 この法律において「研究開発事業」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術(以下この項において「高度技術」という。)の研究開発を行う事業(当該高度技術を用いて製品又は役務を開発する事業を含む。)のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。

4 この法律において「統括事業」とは、二以上の法人(これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国等の数が二以上であるものに限る。)のそれぞれの総株主等の議決権の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、当該二以上の法人に対する出資その他の当該方針の実施を確保する事業その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。

5 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社及び常時使用する従業員の数が三百人以下の会社であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社及び常時使用する従業員の数が百人以下の会社であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社及び常時使用する従業員の数が百人以下の会社であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社及び常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(基本方針)

第三条 主務大臣は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の内容に関する事項

三 我が国事業者の特許発明、技術等の国外流出の防止その他特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に際し配慮すべき事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 研究開発事業等の促進

第四条 我が国において新たに研究開発事業を行うため、当該研究開発事業を行う国内関係会社を設立しようとする特定多国籍企業(その子法人等(当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する法人として主務省令で定める法人をいう。第六条第一項において同じ。))が既に我が国において当該研究開発事業を行っている場合における当該特定多国籍企業を除く。)は、当該研究開発事業に関する計画(以下「研究開発事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 研究開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 研究開発事業の内容

二 研究開発事業に常時使用する従業員の数その他の従業員に関し主務省令で定める事項

三 実施期間

四 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び

びその設立される国内関係会社が行う研究開発事業以外の事業の有無

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る研究開発事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる従業員の数が主務省令で定める数以上であることその他の従業員に関し主務省令で定める要件に適合するものであること。

三 前項第三号に掲げる実施期間が主務省令で定める期間であること。

四 前項第一号から第四号までに掲げる事項が研究開発事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら研究開発事業を行うものであること。

(研究開発事業計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る研究開発事業計画に従つて設立された国内関係会社を含む。以下「認定研究開発事業者」という。)は、当該認定に係る研究開発事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定研究開発事業者が前条第一項の認定に係る研究開発事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発事業計画」という。)に従つて研究開発事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定研究開発事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定研究開発事業者に対し、当該認定研究開発事業計画の変更を指示

し、又はその認定を取り消すことができる。
4 前条第三項の規定は、第一項の認定に準用する。

(統括事業計画の認定)

第六条 我が国において新たに統括事業を行うため、当該統括事業を行う国内関係会社を設立しようとする特定多国籍企業（その子法人等が既に我が国において当該統括事業を行っている場合における当該特定多国籍企業を除く）は、当該統括事業に関する計画（以下「統括事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その統括事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 統括事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 統括事業の内容
- 二 統括事業に常時使用する従業員の数その他従業員に関し主務省令で定める事項
- 三 実施期間
- 四 統括事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及びその設立される国内関係会社が行う統括事業以外の事業の有無

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る統括事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 前項第二号に掲げる従業員の数が主務省令で定める数以上であることその他従業員に関し主務省令で定める要件に適合するものであること。
- 三 前項第三号に掲げる実施期間が主務省令で定める期間であること。
- 四 前項第一号から第四号までに掲げる事項が

統括事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら統括事業を行うものであること。

(統括事業計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る統括事業計画に従つて設立された国内関係会社を含む。以下「認定統括事業者」という。）は、当該認定に係る統括事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定統括事業者が前条第一項の認定に係る統括事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定統括事業計画」という。）に従つて統括事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定統括事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定統括事業者に対して、当該認定統括事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定に準用する。

(外国為替及び外国貿易法の特例)

第八条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第一項に規定する外国投資家が認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて行おうとする国内関係会社の株式又は持分の取得について同法第二十七條第一項の規定による届出をした場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「三十日」とあるのは、「二週間」とする。

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第九条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一一〇号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次

に掲げる事業を行うことができる。

一 認定研究開発事業者又は認定統括事業者である中小企業者が認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて研究開発事業又は統括事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 認定研究開発事業者又は認定統括事業者である中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える中小企業者が認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて研究開発事業又は統括事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債に付されたものを除く。又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(特許料等の特例)
第十条 特許庁長官は、認定研究開発事業計画に従つて行われる研究開発事業の成果に係る特許発明（当該認定研究開発事業計画における研究

開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限り。）について、特許法（昭和二十四年法律第二百一十一号）第七條第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 当該研究開発事業を行う中小企業者

二 その特許発明が特許法第三十五條第一項に規定する従業者等（以下この号及び次項第二号において「従業者等」という。）がした同条第一項に規定する職務発明（次項第二号において「職務発明」という。）であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同条第一項に規定する使用者等（以下この号及び次項第二号において「使用者等」という。）に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

2 特許庁長官は、認定研究開発事業計画に従つて行われる研究開発事業の成果に係る発明当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に提出されたものに限り。）に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 当該研究開発事業を行う中小企業者

二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

(課税の特例)

第十一条 認定研究開発事業者（第四条第三項第

五号に適合するものとして研究開発事業計画の認定を受けた者が認定研究開発事業計画に従って設立した国内関係会社に限る。次項において同じ。又は認定統括事業者(第六条第三項第五号に適合するものとして統括事業計画の認定を受けた者が認定統括事業計画に従って設立した国内関係会社に限る。次項において同じ。)の当該認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従って行う研究開発事業又は統括事業に係る所得については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 認定研究開発事業者又は認定統括事業者の取締役、執行役又は使用人である個人が、外国法人(当該認定研究開発事業者又は認定統括事業者を当該外国法人の子会社等(当該外国法人がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該外国法人と密接な関係を有する国内の会社として主務省令で定める会社をいう。)とするものに限る。以下この項において同じ。)から与えられた新株予約権の行使により当該外国法人の株式の取得をした場合における当該株式の取得に係る経済的利益については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三章 雑則

(国、地方公共団体等の責務)

第十二条 国、地方公共団体及び独立行政法人日本貿易振興機構は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業を促進するため、当該研究開発事業及び統括事業の円滑な実施のための事業環境の整備その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十三条 国は、認定研究開発事業者又は認定統括事業者に対し、当該認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従って行われる研究開発事業又は統括事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十四条 主務大臣は、認定研究開発事業者に対して、当該認定研究開発事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定統括事業者に対し、当該認定統括事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第十五条 第三項第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、経済産業大臣、研究開発事業の成果が直接利用される事業を所管する大臣及び統括事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 第四項第一項、同条第三項(第五項第四項において準用する場合を含む。)、第五項第一項から第三項まで及び前条第一項における主務大臣は、経済産業大臣及び研究開発事業の成果が直接利用される事業を所管する大臣とする。

3 第六項第一項、同条第三項(第七項第四項において準用する場合を含む。)、第七項第一項から第三項まで及び前条第二項における主務大臣は、経済産業大臣及び統括事業に係る事業を所管する大臣とする。

4 第二条第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第十一条第二項における主務省令は、第一項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二項第三項、第四項第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第五項第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二項第四項、第六項第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第七項第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

第四章 罰則

第十六条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為

をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

六月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願(第一六一八号)(第一六一九号)(第一六二〇号)(第一六二一号)(第一六二二号)(第一六二三号)
一、原発からの撤退の決断、エネルギー政策の転換に関する請願(第一六二四号)
一、原発からの脱却に関する請願(第一六二五号)(第一六二六号)(第一六二七号)(第一六二八号)(第一六二九号)(第一六三〇号)
一、原発の速やかな廃止と自然エネルギーへの転換に関する請願(第一六三一〇号)
一、浜岡原発の永久停止・廃炉に関する請願(第一六三二号)

一、原発からの撤退に関する請願(第一六九六号)(第一六九七号)
一、中小企業支援の拡充に関する請願(第一六九八号)
一、原発の速やかな廃止と自然エネルギーへの転換に関する請願(第一七〇五号)
一、原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願(第一七六六号)

一、脱原発の実現、自然エネルギー中心のエネ

ルギー政策への転換に関する請願(第一七六七号)
一、原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願(第一八一四号)

第一六一八号 平成二十四年六月八日受理
原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願
請願者 京都市中京区西ノ京車坂町四ノ五 梅田恵都子 外二千五百九十六名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第一六一九号 平成二十四年六月八日受理
原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願
請願者 京都市北区紫野中柏野町三九 中 村幸代 外二千五百九十六名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第一六二〇号 平成二十四年六月八日受理
原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願
請願者 群馬県館林市本町四ノ六ノ二五 福田容子 外二千五百九十六名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第一六二二一号 平成二十四年六月八日受理
原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願
請願者 川崎市川崎区塩浜一ノ六ノ八 住 本友子 外二千五百九十六名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第一六二二号 平成二十四年六月八日受理
原発からの撤退し、再生可能エネルギーへの転換を
求めることに関する請願

請願者 群馬県太田市新田木崎町一、一二
七ノ一 須長喜美枝 外二千五百
九十六名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第一六二三号 平成二十四年六月八日受理
原発からの撤退し、再生可能エネルギーへの転換を
求めることに関する請願

請願者 和歌山県海南市鳥居四七二ノ二
今出栄子 外二千五百九十六名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第一六二四号 平成二十四年六月八日受理
原発からの撤退の決断、エネルギー政策の転換に
関する請願

請願者 名古屋市中区汐見町一〇二ノ二
池山淳 外五百名

紹介議員 谷岡 郁子君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

第一六二五号 平成二十四年六月八日受理
原発からの脱却に関する請願

請願者 京都市北区上賀茂神山七ノ六 渡
邊幸代 外千五百十四名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一六五号と同じである。

第一六二六号 平成二十四年六月八日受理
原発からの脱却に関する請願

請願者 大阪府大東市大東町七ノ四八ノ九
〇四 妹尾千夏 外千五百十四名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一一六五号と同じである。

第一六二七号 平成二十四年六月八日受理
原発からの脱却に関する請願

請願者 茨城県取手市井野六二四ノ一八
伊藤和 外千五百十四名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一一六五号と同じである。

第一六二八号 平成二十四年六月八日受理
原発からの脱却に関する請願

請願者 東京都江東区岩戸北四ノ一四ノ二
河西好子 外千五百十四名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一一六五号と同じである。

第一六二九号 平成二十四年六月八日受理
原発からの脱却に関する請願

請願者 岩手県盛岡市馬場町三ノ二六 吉
成美紀 外千五百十四名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一一六五号と同じである。

第一六三〇号 平成二十四年六月八日受理
原発からの脱却に関する請願

請願者 大阪府東成区深江南一ノ一ノ二二
ノ四〇六 牧田優子 外千五百十
四名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一一六五号と同じである。

第一六三一号 平成二十四年六月八日受理
原発の速やかな廃止と自然エネルギーへの転換に
関する請願

請願者 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字菓子一
八九ノ八 戸塚晶子 外八千四百
五十二名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一一六五号と同じである。

第一六三二号 平成二十四年六月八日受理

浜岡原発の永久停止・廃炉に関する請願
請願者 名古屋瑞穂区白龍町二ノ四一
神谷香津代 外九千二百三十六名

紹介議員 井上 哲士君
中部電力は菅直人首相(当時)の要請を受けて浜
岡原発の全原子炉の停止を決定した。しかし、菅
首相が求め、中部電力が受け入れたのは、防波壁
の建設や原子炉建屋の補強工事などの地震・津波
対策を行うまでの二、三年間の一時停止にすぎな
い。東日本大震災と福島第一原発の深刻な状況
を見れば、たとえ現在中部電力が計画している防
潮堤などができたとしても、予想される地震や津
波の被害を防げる保証はない。また、運転を停止
しても完全に危険がなくなることはないことは、停
止中だった福島第一原発四号機で重大な事態とな
っていることから明らかである。現在の軽水炉とい
う原子炉は技術的に未完成で、運転を停止しても
数十年の長期にわたって冷やし続けなければ放射
能を大量に放出する危険を抱え、放射性廃棄物を
安全に管理する見通しは立っていない。この危険
な原発を地震の多発地域に立地し、国際的な基準
も無視して、安全神話に基づく無謀な原発推進政
策を進めてきたことの根本的な見直しを求められ
ている。中部電力は原発の依存度が一割台で、原
発を全て停止しても電力の供給は十分にできる。
原発の再開のための対策ではなく、原発頼みから
抜け出し、太陽光など再生可能エネルギーへの転
換を進めるために知恵と力を尽くし、資金も人材
もそこに投入すべきである。

ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、浜岡原発は一時停止にとどめず、永久停止し
廃炉にすること。

二、原発をゼロにする期限を明確にし、再生可能
エネルギーへの転換を進めること。

第一六九六号 平成二十四年六月十一日受理
原発からの撤退に関する請願

請願者 石川県金沢市高岡町九ノ二〇 亀

田悦子 外三千九百九十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一六九七号 平成二十四年六月十一日受理
原発からの撤退に関する請願

請願者 札幌市東区北二十一条東一七ノ一
ノ七ノ一〇三 小林スミ 外四千
七百五十八名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一六九八号 平成二十四年六月十一日受理
中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 千葉県船橋市みやぎ台四ノ一四ノ
八 山口弘子 外千七百四十二名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第一七〇五号 平成二十四年六月十一日受理
原発の速やかな廃止と自然エネルギーへの転換に
関する請願

請願者 岩手県盛岡市東中野五輪六三 槻
館弘志 外四千九百二十七名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一五三六号と同じである。

第一七〇六号 平成二十四年六月十二日受理
原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換
を求めることに関する請願

請願者 群馬県前橋市荒牧町九二一ノ二
斉藤淳子 外千九百九十九名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一七〇七号 平成二十四年六月十二日受理
脱原発の実現、自然エネルギー中心のエネルギー
政策への転換に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南一ノ二八ノ

一九 中島昭義 外四千七百五十
四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。

第一八一四号 平成二十四年六月十二日受理
原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を
求めることに関する請願

請願者 岡山県備前市日生町寒河二五二ノ

二 安戸安子 外六百八十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

平成二十四年六月二十二日印刷

平成二十四年六月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局